

公益財団法人東京都道路整備保全公社 錦糸町パークタワー

近隣店舗提携駐車サービス ピープラス利用約款

令和3年10月1日制定

(目的)

第1条 本約款は、公益財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）が管理運営する錦糸町パークタワー（以下「パークタワー」という。）における近隣店舗提携駐車サービス ピープラス（以下「ピープラス」という。）を本約款に従って取り扱うものとし、ピープラスの利用を受ける者（以下「会員」という。）は、本約款により取引可能とする。

(会員申込)

第2条 会員は、ピープラス会員申込書（別紙様式）を提出し、ピープラスサービス券（以下「サービス券」という。）を購入しなければならない。

(会員の有効期限)

第3条 会員の有効期限は1年間とする。なお、サービス券の購入で会員の有効期限を購入日から1年間延長することができる。

(販売種類)

第4条 サービス券の販売種類は、下表のとおりとする。

区分別	セット枚数	販売額	割増額（プレミア率）
100円券	52枚セット	5,000円	200円（4%）
200円券	55枚セット	10,500円	500円（5%）
	300枚セット	50,000円	10,000円（20%）
400円券	300枚セット	96,000円	24,000円（25%）
	600枚セット	180,000円	60,000円（33%）

(サービス券の利用)

第5条 サービス券はパークタワーにて駐車料金精算時に利用することができる。サービス券が駐車料金に満たない場合は、残金は現金等で支払う。なお、サービス券による精算の場合は、釣り銭は支払わない。

2 サービス券は、汚したり、折り曲げたり、磁気に近づけないなど適切に管理する。

(サービス券の利用制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合には、サービス券を利用することはできない。また、これによって生じた不利益に関して公社は一切の責任を負わない。

- (1) サービス券が偽造、変造、再印刷又は不正に作成されたものであるとき。
- (2) 利用者がサービス券を違法に取得したとき、又は違法に取得されたサービス券であると知りながらもしくは、知ることができる状況で取得したとき。

(第三者への提供)

第7条 会員は購入したサービス券の利用及び配布方法を本約款に反しない限り自らの裁量で定めることができる。ただし、転売は禁止する。

2 利用者に配布するサービス券は、会員から配布するものであり、在庫不足等により利用者にサービス券を配布できないことについて公社は一切の責任を負わない。

(再交付)

第8条 磁気不良等によりサービス券の読み取りができない場合は、利用者は公社にサービス券を提出し、所定の手続きを経てサービス券の再交付を受けることができる。なお、返金対応は行わない。

(換金の原則禁止)

第9条 サービス券は、原則、現金との引き換えは行わない。

(ポスター、パンフレットへの情報掲載)

第10条 会員は、任意に公社が作成するポスター、パンフレットに会員の店舗情報等を掲載することができる。

(チラシ広告等の設置と設置期間)

第11条 会員は、チラシ広告等を下表に記した場所に設置することについて申請を行うことができる。また、チラシ広告等を設置する1回の期間は、6か月間とする。なお、設置期間の満了及びチラシ広告等の汚損が確認できた場合は、公社にて破棄を行う。

設置場所	1区画のサイズ
パークタワー1階エレベーター横 パンフレットラック内	縦297mm×横210mm

(ポスター、パンフレット及びチラシ広告等の内容)

第12条 ポスター、パンフレット及びチラシ広告等の内容(以下「ポスター等の内容」と

いう。)は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治活動、宗教活動、意見広告に係るもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるもの
- (3) 暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- (4) 公社の管理運営上支障があると認められるもの

(ポスター等の内容の審査)

第13条 公社は、ポスター等の内容について、前条の規定及び公社が定める審査基準に基づき掲載等の可否について事前に審査を行う。

(会員の退会)

第14条 会員から退会の申し出又は直近の購入から1年間サービス券の購入がない場合は、会員を退会するものとする。また、会員の退会に併せて、第10条ポスター、パンフレットへの情報掲載及び第11条チラシ広告等の設置は終了する。なお、公社が作成したポスター、パンフレットについて、既に掲示及び配布している分の差し替え等を行わない。

(購入料金の返還)

第15条 サービス券の購入者から会員の退会やその他理由により返金の申し出があったとしても、返金を行わない。ただし、公社の都合によりやむを得ず利用を取り消した場合及びその他公社が返金に応じるべきと判断した場合は、サービス券の残高からプレミアム額を差し引いた金額を返金する。

(免責及び損害賠償)

第16条 公社は、会員のサービス券利用に関して会員及び利用者が発生する損害について、一切の責任を負わない。ただし、サービス券の瑕疵による場合は、別途協議する。

2 その他本約款に定める内容に違反した場合の損害については、会員又は利用者に損害賠償請求を行う。

(反社会的勢力)

第17条 会員は、自己が暴力団、暴力団関連企業・団体その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)ではないこと及び反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、並びに自己の役員が暴力団員又はその関係者でないことを表明し、保証する。また、会員後においても、反社会的勢力とならず、また支配・影響を受けないことを表明し、保証する。

(本約款の変更等)

第18条 公社は、会員の事前の承諾なしに、次項に定める方法により、本約款を変更することができるものとする。

2 本約款の変更は、変更内容を公社が管理するピープラスサイトに掲載又は会員へ通知する方法によって行うものとする。

3 前項に基づく、本約款の変更の効力は、公社が管理するピープラスサイトに掲載又は会員へ通知した効力発効日から生ずるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本約款に基づく取引に関し、万一公社との間に紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第20条 本約款に定めのない事項については、会員及び利用者は公社の指示に従うものとする。

附則

(適用期日)

本約款は、令和3年10月1日から施工する。